

平成23年第10回平取町議会臨時会 (開 会 午前 9時30分)

議長

只今より平成23年第10回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は、12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、4番貝澤議員と5番平村議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番  
山田議員

本日、召集されました、第10回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日、開催されました、議会運営委員会において協議をし、会期については、本日1日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由ならびに改正条文内容等についてご説明申し上げます。本条例の提案理由につきましては、本年9月に出されました人事院勧告に基づきまして、職員の給与改定を行うべく条例改正の提案をいたすものであります。2ページ以降において、改正条文、給与条例新旧対照表及び人事院勧告の概要と町の措置方針についてそれぞれ記載し提出させていただいておりますが、前段、人事院勧告の概要と町の措置方針につきまして、続いて、改正条文の内容につきまして、新旧対照表を基にご説明させていただきたいと存じます。それでは、先ず給与改定の概要につきましてご説明申し上げますので、議案書の18ページをお開き願いたいと思います。資料の左側が人事院勧告の概要、右側が勧告に基づきます町の措置方針としております。最初に人事院勧告の概要等についてご説明申し上げます。本年度の勧告年月日は、本年9月30日ではありますが、3月に発生いたしました東日本大震災の影響を受けまして、二ヶ月近くの実施時期が遅れることとなりましたが、岩手県、宮城県、福島県に所在する事業所を除き調査が行われ、国家公務員法一般職の給与に関する法律等の規定に基づきそれぞれ報告がなされたところがございます。民間給与との格差がどの程度になっているかということでございますが、今年度におきましては、約1万5

00となります。民間事業所の約44万人の個人別給与につきまして実施調査が行われ、額にして月額899円、率にいたしまして0.23%をそれぞれ民間が下回っている結果となったところでございます。この格差については、平均年齢が42.3歳のものとなっております。ボーナスにつきましては、民間での支給割合が、年間3.99ヶ月に対しまして、公務員におきましては、3.95ヶ月となっておりますが、東北3県を除いた過去3年間では、0.004ヶ月から0.007ヶ月高い数値となることに加えまして、東北3県の今回の特別給をめぐる状況が厳しい事から、ボーナスの改定を見送ることとなっております。続きまして、2の給与改定の内容と考え方でございますが、公務員給与と民間給与の比較の結果を踏まえ、マイナス0.23%の格差を解消するため、これに見合うような月例給の引き下げを行うことが適切であると人事院は判断したところでございます。具体的な措置ということにつきましては、(1)と(2)に記載しておりますが、先ず、(1)のとおり給料表において民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭においた引き下げとなっております。50歳代は最大マイナス0.5%、40歳代後半はマイナス0.4%、40歳代前半層は0からマイナス0.3%の引き下げとなっております。若年層につきましては据え置きとなっております。(2)のその他の給料表についてでございますが、行政職給料表同様の引き下げとなっております。続きまして、3の給与構造改革におけます経過措置額の廃止であります。平成18年から実施しております給与構造改革において、給与水準の平均約4.8%の引き下げを行う一方、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間、経過措置を設け段階的に実施する事としておりました。いわゆる現給保障をしていたということになります。その現給保障が、平成25年度から定年の段階的な引き上げを見据え廃止し、高齢層の職員給与水準の是正を図ることとなっております。(1)の廃止の方法であります。平成24年度においては、経過措置額として支給されている額の2分の1の額を減額して支給し、平成25年4月1日に廃止することとなっております。ただし、平成24年度においては、激変緩和する観点から、減額する額の上限を1万円とするものでございます。19ページをご覧いただきたいと思っております。(2)の廃止に伴う昇給号俸の回復でございます。世代間の適正化の観点から若年中堅層を中心に給与構造改革期間中に平成18年から平成21年度の4年間におきまして、抑制されてきた昇給の回復を行うものでございます。具体的には、平成24年4月1日におきまして、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸上位に調整するものでございます。平成25年4月1日においては、一定年齢の職員を最大1号俸上位に調整するものでございますが、昇給回復後において号俸の調整状況を考慮し調整の必要のある職員を調整するものでございます。4の実施時期であります。記載のとおり本年12月1日です。3に記載の経過措置額の廃止につきましては、平成24年4月1日としております。続きまして、本勧告に基づきます町の措置方針についてご説

明申し上げます。18ページをご覧いただきたいと思います。一般職における給与改定につきましては、これまでにおいて人事院勧告を準拠するとともに、労使交渉等において決定してきたところでございます。本年度においても人事院勧告に基づきマイナス改定についてそれぞれ実施していきたいと考えているところであります。18ページに記載の月例給につきましては、50歳代は最大マイナス0.5%の減額、40歳代後半層はマイナス0.4%、40歳代前半層は0からマイナス0.3%の給料表の改定を実施するものであります。次に、3の給与構造改革におけます経過措置額の廃止につきましても、同じく実施するものとしたしまして、4の実施時期につきましては、本年12月1日としたしまして、経過措置額の廃止につきましては、来年4月1日とするものであります。以上が人事院勧告並びに勧告に基づく町の措置方針であります。それでは、続きまして、給与条例の改正内容についてご説明いたしますので、議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。職員の給与に関する条例の新旧対照表に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。この度の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、第1条から第3条までの構成となっておりますところであります。先ず、第1条関係でございますが、職員の給与に関する条例の第3条給料表の改定を行うものでございます。議案書の6ページから13ページにおいてそれぞれ改正するものとしております。医療職給料表1につきましては、医師の給与となっておりますので改正はございません。次に第2条関係でございますが、附則19年3月6日条例第3号の改正であります。7項につきましては、平成19年に新給料表導入時における給料切り替えに係る現給保障者に対し、人事院勧告に基づき給料月額削減を定めているものでございます。第1号に規定している減額対象職員については、100分の99.59を100分の99とするものでございます。第2号においては、100分の99.83を100分の99.34とするものであります。次に、15ページをご覧いただきたいと思います。第3条関係であります。前条と同様に平成19年3月6日条例第3号の改正でございます。8項において現給保障の廃止条項となっております。平成24年4月1日以後経過措置として支給されている額の2分の1の額を減額して支給し、平成25年4月1日に廃止するものでございます。ただし、平成24年においては、激変緩和する観点から減額する額の上限を1万円とするものであります。次に、改正前8項から10項をそれぞれ1項繰り下げるものでございます。以上で、改正条例第3条までのご説明とさせていただきます。続きまして、改正条例の附則についてご説明いたします。附則といたしまして、第1項の施行期日については、本年12月1日とするものであります。第3条現給保障の廃止については、平成24年4月1日であります。第2項において、本年12月に支給する期末手当の特例について定めております。本年においては、給料表の引き下げ改定となることから、本年4月時点で公務と民間の均衡が図られる必要があるため、1年間の給与総額をみて、公務と民間との均衡が図られるよう12

月期の期末手当において減額調整を行うことでの特例規定を本項で設けているところであります。2項の上から5行目以降に記載しておりますが、今回の給与改定に基づいて計算された期末手当額、これを基準額といいます。この基準額から次に掲げる額の合計、これを調整額として、この調整額を減じた額とするとしております。次に、掲げる額の合計額とは、第1号と16ページの第2号の合計額となります。調整額の計算基礎となります第1項について要約してご説明申し上げます。本年4月1日において、減額改定職員における給与、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.37とするものでございます。ここでの減額改定対象職員については、16ページに表として記載しております、給料表における各級以外に該当する職員となっております。16ページの表をご覧くださいと思います。行政職給料表1級で1号俸から93号俸までとありますが、この1号俸から93号俸までは今回の改正により給料の減額はないこととなっております。94号俸から上位となる職員について減額改定となるものであります。以下、2級以上についても同様となっております。第2号については、本年6月に支給された期末、勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額としております。ここの第1号で計算された額と第2号で計算された額の合計額を基準額から減じた後の額が、月例給の引き下げ等が調整された12月期の期末手当とするものでございます。17ページをご覧くださいと思います。第3項であります。給与構造改革期間中において、若年中堅層を中心に抑制されていた昇給の回復をするもので、36歳未満の職員を2号俸、36歳以上42歳未満の職員を1号俸、平成24年4月1日において、上位の号俸に調整するものでございます。第4項であります。前項において号俸の調整の状況を考慮して調整の必要がある職員を1号俸上位に調整するものでございます。第5項であります。前各項に定めるものの他、この条例の執行に関し必要な事項は、規則で定めるものとしております。以上で改正条文等の説明とさせていただきますが、この度の引き下げの改定に伴い、一般会計、水道会計、病院会計における減額すべく給与総額は、188万程度となる見込みであります。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に係る提案理由並びに改正条文の説明とさせていただきますので、よろしくご審議願います。以上であります。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定する事に賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第1号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第2号平成23年度平取町一般会計補正予算、第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

議案第2号平成23年度平取町一般会計補正予算、第8号についてご説明を申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2452万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億5333万9千円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、24ページをお開き願いたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費、100万円の追加でございます。これは、平取町地域再生計画策定に伴う経費となっております。この計画策定のもととなる国の地域再生制度でございますが、これは地域が行う自主的、自立的な取り組みによる地域経済の活性化や、地域における雇用機会創出、その他の地域の活力の再生を国が支援するという制度でございます。その活用については、地域再生計画の策定が必須となっているというものでございます。平取町におきましては、平成16年に既にこの計画の認定を受けているということでございまして、今回は、その計画の見直し、リニューアルを図ることとしてございます。当町では平成22年度から地域資源を活かした持続的産業の創造に向けて、アイヌ文化の振興を主たる柱といたしまして、伝統工芸商品の開発、それから持続的産業モデル創造事業、及びヘリテージリズム等の運営事業など基盤整備の第1ステージといたしまして、様々な事業が展開をされてきておりますが、これらを基礎といたしまして、更に事業を実践する第2ステージといたしまして、より具体的な展開を図り、国の支援制度の有効的な活用の可能性を高めるために、今回16年度に認定を受けている地域再生計画を見直しまして、リニューアルを図ることといたしてございます。支出の内訳といたしましては、8節の報償費、8万円。これは、計画を策定する自治体が、協議会方式を義務付けられるということから、平取町地域再生協議会開催に係る委員の謝礼、委員10名を予定しておりまして、4千円の2回分を計上してございます。旅費の27万円の追加でございますが、この委員会の費用弁償、6万円と計画策定に係る内閣府等々との協議、申請に係る旅費、21万円となっております。委託料、65万円は、本計画策定を専門的な業者に委託するための経費となっております。次に、3款2項1目の児童福祉総務費、13節委託料、59万9千円の追加でございます。これは、本年10月1日に子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、電算システムの改修をすると、それを委託するための費用となっております。これにつきましては、全額道委託金が充当されることとなっております。次の

ページをご覧いただきたいと思います。7款2項1目道路維持費、及び下段の7款3項1目河川維持費をまとめてご説明申し上げます。これらは、平取町の単独事業、緊急経済活性化対策事業といたしまして、道路河川に係る優先度の高い維持修繕工事等を緊急的に発注いたしまして、町内の地域経済の活性化に資することを目的としてございます。総額で2千万円の追加となっております。内容といたしましては、道路維持費の11節需用費、修繕料1170万円。これは、本町下平取線ほか9箇所の維持補修工事となっております。また、河川維持費、11節需用費、修繕料830万円。これは、貫気別パンケオタスイ川ほか8箇所の補修工事となっております。この補修工事等全てを年度内で完了する工事として発注をするものでございます。次のページをご覧下さい。8款1項1目消防費、19節負担金補助及び交付金、292万5千円の追加でございます。これは、東日本大震災によりまして、公務中に犠牲になった消防団員の遺族に対する一時金、年金等の支給のため平成23年度に限り、市町村消防団員等公務災害補償等に係る追加負担が発生することに伴う追加補正となっております。積算といたしましては、消防団員1人当たり22,800円の130人分、296万4千円を負担するという事になっておりまして、同じ節内でさらに不用額3万9千円が発生しておりますので、それを差し引いた額の292万5千円を今回追加するものとなっております。次に、歳入をご説明いたしますので、23ページをお開き願います。地方交付税でございますが、今回の補正の一般財源といたしましては、地方交付税2392万5千円を充当してございます。その内、消防費の公務災害負担金につきましては、特別交付税が措置されるとなっておりますので、292万5千円は、特別交付税の充当を予定してございます。次に、15款3項3目の民生費道委託金、1節の児童福祉費委託金、安心こども基金の地域子育て創生事業委託金、59万9千円は、子ども手当のシステム改修委託料に充当されるということになってございます。以上、一般会計補正予算、第8号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。2番藤澤議員。

2番藤澤議員 2番藤澤。25ページ、需用費、土木費についての需用費、それと下段の両方合せて伺いますが、この緊急雇用については、町有林の枝打ち関係が2倍になったのかなというふうに認識をしておりましたが、この項目ではありませんが、町有林の枝打ちについては、そういう私の認識は間違いだったのでしょうか、伺います。

議長 副町長。

副町長 お答えをいたします。町有林の枝打ちについては、当初予算の中で1千万円予

算計上しております。これにつきましては、平成21年度から今年で3年目ということになります。今まで年明けに事業発注して、年度末に支払いという事で実施をしてきておりましたけれども、今年につきましては、年内に賃金を支払いできるように、昨日、既に発注をしておりますので、一つよろしくお願いをしたいと思います。この道路維持費と河川維持費につきましては、それ以外の町内のいわゆる建設業者を対象とした経済対策ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長

他、ございませんか。なければ、これで質疑を終了します。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第2号平成23年度平取町一般会計補正予算、第8号は、原案のとおり可決しました。

日程第5、報告第1号陳情審査の結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、報告第1号陳情審査の結果報告については、報告どおり採択と決定しました。

日程第6、報告第2号陳情審査の結果報告についてを議題とします。常任委員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、報告第2号陳情審査の結果報告については、

報告どおり採択と決定しました。休憩いたします。

(休憩 午前 9時58分)

(再開 午前10時11分)

議長

再開します。お諮りします。意見書案第10号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書案の提出について及び意見書案第11号原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議、ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第10号及び意見書案第11号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題とすることに決定しました。追加日程第1、意見書案第10号住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番櫻井議員。

8番  
櫻井議員

8番櫻井です。朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。追加日程第1、意見書案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第10号については、原案のとおり可決しました。

追加日程第2、意見書案第11号原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番櫻井議員。

8番  
櫻井議員

8番櫻井です。朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

(意見書案朗読)

議長

説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(質疑なしの声)



質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。追加日程第2、意見書案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第11号については、原案のとおり可決しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案2件で、原案可決2件。報告2件で、決定2件。意見書案2件で、原案可決2件となっています。以上で、全日程を終了しましたので、平成23年第10回平取町議会臨時会を閉会します。

(閉 会 午前10時21分)